

# 盛土規制法の事前相談が 電子申請で出来るようになります

本県は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(盛土規制法)の規制区域を令和7年4月1日に指定し、運用を開始します。

これに伴い、県所管域※について、令和7年3月3日から電子申請による事前相談が出来るようになります。

※県所管域：横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く29市町村

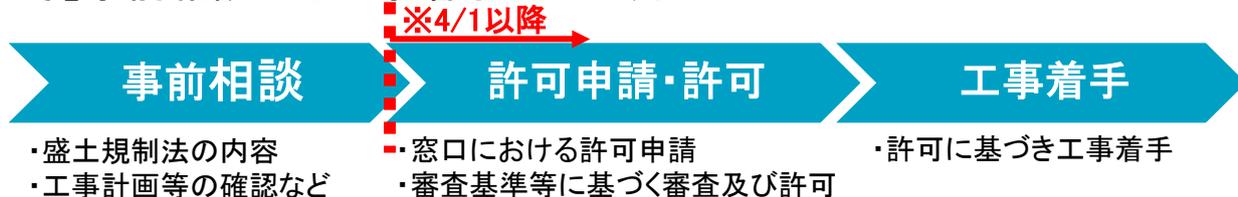
## 電子申請による事前相談について

- ① 令和7年3月3日より、砂防課ホームページにe-kanagawa電子申請システムのURL等をお知らせします。
- ② お知らせするURLより、盛土規制法の前相談のページにアクセスし、必要事項※を入力してください。  
※事前相談の対象となるのは、県所管域内で行われる盛土等の工事です。
- ③ 相談の結果については、電話やメール等で連絡いたします。

### 電子申請システムによる入力画面のイメージ

(注意): 作成中のため、今後変わる可能性があります

### 【参考】事前相談から工事着手までの流れ



### ホームページのご案内

👉 砂防課ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/morido/moridouyou.html>



【県砂防課HP】

問合せ先

県土整備局 河川下水道部 砂防課

045-210-6505